

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

4月号（テキセイカタイムズ NO.4）で掲載しました令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説のつづきです

🚚 ワースト4 『健康診断の受診』

ワースト4は所定の健康診断の実施とその結果の保存でした。該当した事業所の37.6%が指摘・改善を求められています。労働安全衛生法等関係法令では、主に次の健康診断があります。

健康診断の種類	対象となる労働者と健診の時期
① 雇入れ時の健康診断 (安衛則第43条)	常時使用する労働者として雇入れの際に実施
② 定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者に対して原則1年以内毎に1回
③ 特定業務従事者の健康診断 (安衛則第45条)	<u>深夜業を含む業務</u> 、有害な業務、重激な業務などに常時従事する労働者。原則として雇入れ時、配置替えの際及び <u>6か月以内毎に1回</u> 、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません

✓CHECK✓

巡回では特に①と③の未実施や受診漏れが多く見られます！

✓CHECK✓

また、③の深夜業（22時から翌5時までの労働）を含む業務に従事する労働者（過去6か月を平均して月当たり4回以上）は、6か月以内毎に1回の実施をお願いします！！

✓CHECK✓

たまにですが、健康診断の結果表のかわりに普段の通院時の血液検査の結果表のみを提出するケースがありますが、これだけでは健康診断（原則11検査項目（安衛則第44条））が実施されているとは認められませんので気を付けてください！！



↓↓↓詳細についてはコチラ↓↓↓
全ト協「健康起因事故防止マニュアル」



◎健康起因事故防止のためにも診断後のフォロー（要再検査の勧奨）の徹底をお願いします！
◎睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査も有効ですよ！栃ト協で助成金もあります！！



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関
TEL：028-684-5882